

各 部 隊 の 長 殿
各 機 関 の 長

海上幕僚監部人事教育部長
(公印省略)

地方隊における宿舎事務の所掌範囲について（通知）

標記について、次のとおり実施することとされたので通知する。

1 地方総監部厚生課及び大湊地区総監部厚生課の所掌事務

(1) 公務員宿舎の設置に関する資料の作成及び上申

(ア) 地方総監部

地方隊の警備担当区域内にある部隊及び機関（大湊地区総監部、中央業務会計隊、航空補給処、第1術科学校、第24航空隊及び各航空基地隊を除く。）の所管する宿舎を対象とする。

(イ) 大湊地区総監部

北海道及び青森県所在部隊（八戸航空基地隊を除く。）の所管する宿舎を対象とする。

(2) 地方総監部厚生課は、国家公務員宿舎法施行令（昭和33年政令第341号）第5条第1項の規定（以下「委任規定」という。）に基づく第一次地方官署（Ⅰ）（以下「第1次官署」という。）としての事務処理（所属する部隊が委任規定に基づく、それ以外の地方官署（Ⅱ）（以下「第2次官署」という。）として所掌する事務を除く。）

(3) 大湊地区総監部厚生課は、第1次官署としての事務処理（函館基地隊の第2次官署として所掌する事務を除く。）

(4) 前1号に示す、所管する宿舎の維持運営に関する基本的事項の策定

2 基地業務隊及び基地隊厚生科の所掌事務

(1) 所属する部隊の所管する宿舎の第2次官署としての事務処理（函館基地隊を除く。）

- (2) 函館基地隊厚生科は、函館地区に所在する宿舍のほか、竜飛警備所及び松前警備所の所管する宿舍の第2次官署としての事務処理
 - (3) 基地隊厚生科は、地方総監部厚生課及び大湊地区総監部厚生課と調整の上、前項第1号の事務処理を実施することができるものとする。
- 3 本通知によらない所掌事務が必要な場合は、第1次官署と第2次官署で調整の上、第1次官署である維持管理機関の長が定めるものとする。

写送付先：部内全般